

「第5期消費者基本計画（素案）」に関する意見提出

一般社団法人日本損害保険協会

意見 No.	計画（案）対象箇所			意見
	ページ 番号	行 番号	章	内容
1	39	14	第4章	<p>大規模災害の発生時においても悪質商法による消費者トラブルが見られることを踏まえ、災害に便乗した悪質商法に関する消費者への注意喚起を実施するとともに、特定商取引法をはじめとする法律に違反する事実があれば、法と証拠に基づき厳正に対処する。</p>
2	45	32	第4章	<p>レスキューサービス等をはじめとする消費者トラブルの生じやすい事業形態についても、関係行政機関、事業者団体等と連携し、消費者への注意喚起を行うとともに、法に違反する事実があれば、法と証拠に基づき厳正かつ適切に対応する。</p>
3	45	33	第4章	<p>レスキューサービス等をはじめとする消費者トラブルの生じやすい事業形態についても、関係行政機関、事業者団体等と連携し、消費者への注意喚起を行うとともに、法に違反する事実があれば、法と証拠に基づき厳正かつ適切に対応する。</p>

（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）

「災害に便乗した悪質商法に関する消費者への注意喚起を実施するとともに」とあるが、本章では「災害に便乗した悪質商法」の内容に関する言及がない。
P11の2行目～3行目と同様に「災害に便乗した悪質商法」とは「被災者の心理につけ込んだ保険金請求代行」であることを追記願いたい。

「レスキューサービス等をはじめとする消費者トラブルの生じやすい事業形態についても」とあるが、レスキューサービスに関する消費者トラブルの生じやすい事業形態の内容に関する言及がない。
損害保険会社にはインターネットのリスティング広告経由で依頼したロードサービスに関する消費者トラブルの相談が多数寄せられていることから、「インターネットで検索したロードサービスに関する消費者トラブル」といったレスキューサービス等をはじめとする消費者トラブルの生じやすい事業形態についても」と消費者トラブルの生じやすい事業形態の内容を追記願いたい。

レスキューサービスに関する消費者トラブルはインターネット検索のリスティング広告を経由して発生していることから、「消費者への注意喚起」、「法と証拠に基づく厳正かつ適切な対応」に加え、リスティング広告の提供者による広告審査の強化を検討願いたい。